

医療 D X 推進体制整備加算の施設基準 に係る届出書添付書類

（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

施設基準		
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	□
2	健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	□
3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制が整備されている	□
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている	□
5	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	□
6	医療 D X 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	□
7	医療 D X 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	□
8	令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの延外来患者数のうち 6 歳未満の患者割合が 3 割以上である	□

〔記載上の注意〕

- 1 「4」については、令和 7 年 4 月 1 日以降に当該加算 1 ～ 3 を算定する場合に記載すること。
- 2 「5」については、令和 8 年 6 月 1 日以降に算定を開始する場合に記載すること。
- 3 「5」については、令和 8 年 5 月 31 日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。
- 4 「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

- 5 「8」については、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、医療DX推進体制整備加算3及び6のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率として、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間において「25%」とあるのを「22%」と、令和8年3月1日以降において「30%」とあるのを「27%」とする場合に記載すること。